2006.11

消費生活用製品安全法改正特集

消費者の生命・身体に重篤な危害を及ぼす（もしくはそのおそれのある）製品事故が発生したことを認識したメーカー等の事業者に対し、当局への報告義務を新たに課すことを盛り込んだ、消費生活用製品安全法の改正法案が、今般の臨時国会に提出されており、早ければ2007 年 4 月に改正法が施行される見込みとなっています。

本改正法案は、消費者が日常生活で使用する製品全般を対象としたものであり、製品を扱う多くの企業とって、実務面での影響が少なからずあるものと考えられます。

そこで今月のPLレポートでは、本改正法案の特集号として、法改正の経緯・背景並びに改正法案の概要を整理するとともに、本改正法案を踏まえた企業のとるべき対策についてポイントを解説します。

1. 法改正の経緯・背景

消費生活用製品安全法は、わが国における消費生活用製品の安全性確保を目的として、昭和 48 年に制定された法律です。

現行法は、主として特定製品（一般消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で、政令で定めるもの）の製造・販売を規制することに主眼を置いたものですが、特定製品以外の製品についても、本法を施行するために必要があると認められる場合、メーカー等の事業者に対して、当局が業務状況報告を求めることができる（同法 83 条）とともに、重大な危害が発生する、もしくはその可能性が切迫しているような場合には、当局は事業者に対して、必要な範囲内で製品回収措置等の緊急命令を出すことができるとされています（同法 82 条）。

こうした中、今年に入り、エレベータ、シュレッダー、ガス瞬間湯沸器、温風バス乾燥機等で消費者の生命・身体に重篤な危害を及ぼす製品事故が相次ぎ、大きな社会問題となりました。

これら製品事故のうちの一部については、同法 82 条による緊急命令によって、メーカーによる製品の点検・回収が実施されましたが、こうした一連の製品事故にかかわる検証が進むにつれ、事業者側で事故情報を把握していたにもかかわらず、当局への報告がなされないために、当局としても必要な手を打つことができず、結果的に被害の拡大を招いたなどの問題が浮き彫りとなりました。

事態を重く見た経済産業省は、本年 7 月に設置した「製品安全対策に係る総点検委員会」の中で、「製品事故報告の義務化」を主要課題の1つに据え、具体的な検討を進めてきた結果、今般、事故報告義務化を盛り込んだ「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」が、10 月 13 日の閣議決定を経て、今般の臨時国会に提出されました。

同改正法案は現在も国会で審議中ですが（11 月 28 日現在）、今国会で成立すれば、2007 年4月1日より施行される見通しとなっています。

2. 事故報告制度の概要

本改正法で創設される事故報告制度の詳細については、別途定められる政令に委ねられることになりますが、本件については、産業構造審議会・消費経済部会の製品安全小委員会が中心となって、本年 9 月以降審議を重ね、10 月 15 日に中間報告書を公表しています。

別途策定される政令の内容も、同委員会での審議結果がベースとなることから、以下では、同中間報告書をもとに、改正法案のポイントを示すこととします。

> 【注】
> 上記中間報告書は、11 月 24 日までの間パブリックコメントに付されており、この結果を踏まえ最終報告がとりまとめられることになります。このため、下記内容については今後修正される可能性もありますので、予めご留意下さい。

＜報告義務者＞

製品事故報告が義務付けられる対象者は、「製造事業者・輸入事業者」となります。

ここにいう「製造事業者」とは、原則として最終製品の製造業者を指しますが、当該製品の製造・販売の実態によっては、部品業者なども報告義務者に含まれることがありえます。またOEM製品については、表示製造業者ではなく、実質的に製造行為を行っている事業者が対象となります。（PL法では、被害者救済の観点から、表示製造業者についても責任主体に含めているのに対し、本法で表示製造業者を報告義務者から除外しているのは、製品の製造・輸入等の行為を通じて、当該製品と最も密接な関係を有する者に、製品安全確保の一義的な責任を負わせるべきとの立法趣旨を踏まえたことによるものです。）

小売業者、修理業者、設置業者については報告義務の対象ではありませんが、重大製品事故の発生を察知した場合は、製造・輸入事業者へ通知を行うべきことが努力義務として規定されています。さらに小売業者については、製品事故情報の収集・提供、ならびに回収措置等が必要な場合における協力が、同じく努力義務として掲げられています。

＜対象となる製品＞

報告義務の対象となる製品は、他の法令により個別に規制されている製品を除く、一般消費者が生活に使う製品全般であり、いわゆるネガティブリスト方式が採用されています。

「他の法令により個別に規制されている製品」については、自動車（道路運送車両法関連）、医薬品、化粧品、（薬事法関連）などがあります。なお、業務用製品については原則として対象外ですが、一般消費者がホームセンター等で購入し、日常生活で使用する製品は対象となります。

＜対象となる製品事故の種類＞

条文では、「製品事故」の定義を、「①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故」、「②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの」のいずれかであるとしています。その上で、「製品事故のうち、

発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるもの」を「重大製品事故」として、本報告制度の対象としています。

ここにいう「重大製品事故」の具体的な内容は以下の通りです

①死亡事故
②重傷事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・中毒事故）
③一酸化炭素中毒
④火災（各消防本部が火災として認定したものであって、製造事業者・輸入事業者がその事実を覚知したもの）

②については身体欠損や失明が例示されています。また③については、一般に重篤な後遺症が残ることが多い事故として明記されたものですが、これ以外の中毒事故を追加するかどうかについては現在検討中です。

製品の欠陥に起因しないことが明確な事故（使用者の故意による製品事故など）については報告義務の対象外となりますが、使用者の過失や目的外使用による製品事故については、ケースバイケースとなります。後者については、経済産業省のホームページ等で、報告を要しない事故事例を順次公開し、事例の蓄積を図ることとしています。

＜報告期限＞

社外からの通報・通知等により、重大製品事故の発生事実を知った日から 10 日以内となります。

＜報告内容＞

具体的な報告項目は以下の通りです。

事故発生日／被害の概要／事故の内容／事故への対応／
事故原因（既に判明している場合）／
製品の名称、機種、型式、製造・輸入・販売に関わる数量・時期／事故覚知日とその契機

報告様式、報告手段、報告窓口については、別途経済産業省で検討を進めることとしています。

＜罰則＞

報告義務を怠ったこと自体に対しては罰則の適用はありません。ただし、報告義務違反者に対して、経済産業省は「情報収集等の体制整備命令」を出すことでき、この命令に違反した者は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が課されます。また、主務大臣の危害防止命令に違反した者も同様の罰則が適用されます。

＜主務大臣による公表＞

経済産業省は、事故報告を受けた場合に、重大製品事故による危害の発生および拡大を防止するため必要と認めるときは、製品名や事故内容を公表することができます。

公表は以下の通り、2段階でなされます。

① 第一段階（報告を受理してから 1 週間以内） 製品の一般名称、事故概要、受理日、事故発生日 ② 第二段階：（危害等の再発防止のために必要がある時） 事業者名、型式名、再発防止策を追加

3. 企業の対策

これまで述べてきた通り、今回の改正法案は、メーカー等の事業者に対し、消費者の生命・身体に重篤な危害を及ぼす（もしくはそのおそれのある）製品事故が発生した場合に、当局への報告義務を新たに課すものですが、法改正の有無にかかわらず、企業としては、自社製品に通常有すべき安全性を欠いていることを認識したのであれば、速やかに事実を公表した上で、直ちにリコールを実施しなければなりません。

その一方で、今次改正法案により、企業としては重大製品事故にかかわる情報を受け付けてから短期間で報告を実施することが義務付けられたことから、リコール実施要否の最終判断を待たずして、当局宛に事故報告を行わねばならない局面も出てくることになります。

以上を踏まえ、ここでは、今次法改正を踏まえ、迅速に事故報告の実施を行うために、企業がとるべき対策についてのポイントを解説します。

（1）事故情報対応体制の見直し

①事実の正確な確認

事実確認に手間取ると、その分社内での検討・判断が遅れることにもつながりかねないため、事故情報の第１報が入った段階で、いかに事実を正確につかむかが重要となります。

初期通報の段階においては、5W1Hを意識した事故報告の受付が肝要であり、必要な確認事項を網羅した事故報告受付専用の共通フォーマットを予め整備しておくとともに、記入例を明示し、把握すべき情報の内容・レベルをイメージできるようにしておくことが得策です。

その上で、即座に被害者を訪問し、事故現場や被害状況を確認できる体制を整えておくことが肝要です。

②社内連絡体制の見直し

事故情報を通知する相手方は一般消費者に限らず、自社の取引先（小売業者、修理業者など）や、外部団体（消費生活センター、病院、自治体、警察、報道機関など）など様々です。また、事故情報

を受け付ける窓口も、お客様相談窓口、コールセンター、代表電話、自社ホームページ、営業部門、広報部門、品質保証部門、法務部門など多岐にわたります。

このため、社内のどの部門に第1報が入っても、品質保証部やお客様サービス部などの事故対応を所管する然るべき部門に迅速かつ確実に情報が伝わるような連絡フローを確立することが必要です。

また単に連絡網を整備するだけでなく、

1）受付部門からの報告は、通常の職制（ライン）を通じた報告と、所管部門への直接報告の2ルートとする。

2）「事故情報を受け付けてから1時間以内が目安」など、報告期限を具体的に設定する

3）事故情報の報告を受けた主管部門は、受付部門に報告受領の旨を連絡する

など、情報の受け渡しを迅速かつ確実に実施するための工夫を行うことも必要です。

③周知徹底

前述の通り、事故通知の第1報は社内の多くの部門に入る可能性があります。このため、初期対応のフロー・手順・留意点をマニュアル等でまとめた上で、事故通知を受け付ける可能性の高い部署を優先に、できるだけ多くの従業員に対して、マニュアルをベースとした教育・研修・説明会などを実施しておくことが肝要です。

さらには、周知徹底の範囲を、小売業者、修理業者、設置業者などの取引先にも広げ、自社が事故情報を迅速かつ的確に把握できるようにするための協力依頼を行っておくことや、取引基本契約の中で、事故情報の報告義務を相手側に課すことなどもポイントとなります。

（2）判断基準について

①受付部門

重大事故に該当する情報を受け付けたにもかかわらず、当該部門の独断で「報告不要」の判断を下してしまうと、結果的に当局への報告がなされなかったり、大幅に遅延するような事態を招きかねません。

このような事態を避けるためにも、受付部門が受け付けた事故情報について、全件、所管部門に報告させることとし、事案の評価そのものを受付部門に委ねない運用とすることが必要といえます。

②所管部門

受付部門から報告を受けた所管部門は、当該事故が、当局への報告を要するものかどうかを検討します。当局への報告期限が「重大製品事故を察知してから 10 日以内」とされていることからも、所管部門として事故報告を受領してから数日以内に結論を出す必要があります。

当局への報告の基準は、「製品の使用に起因して発生した、①死亡事故、②重傷事故、③一酸化炭素中毒、④火災」ですが、「製品の欠陥に起因しないことが明確な事故」は報告不要となります。

ここで問題となるのが、

（1）製品の使用に起因して発生した事故といえるか（「製品の使用」と「事故の発生」との間で事実上の因果関係が認められるか）、

（2）事故の発生が、製品の欠陥に起因しないことが明確といえるか

の2点であるといえます。

これらの点について、先の中間報告では、以下の事例を挙げています。

□自転車を使用中に、背後から来た自動車に追突されて交通事故に巻き込まれた事故
…報告不要（製品の使用と事故の発生との間で事実上の因果関係が認められないため）
□てんぷら鍋を、自動消火装置のついていないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故
…報告不要（製品の使用に起因するが、製品の欠陥に起因しないことが明確なため）
□ホームセンターで売られている比較的安価なシュレッダーにおいて、家庭で子供が指を切断した事故
…報告必要（製品の使用に起因し、かつ製品の欠陥に起因しないことが明確とはいえないため）

実務面では、当該事故に関する詳細な追加情報を収集し、原因究明をきっちりと実施した上で、結論を出すことが本来的には必要ですが、こうした作業に時間がかかることも少なくありません。

このため、基本的な考え方としては、期限内に事故報告を実施することを最優先とした上で、

・ 事実上の因果関係に関する評価や、欠陥判断については、社内における既存の評価基準よりも広めに（被害者有利に）解釈する。
・ 必要に応じ、社外の専門家（弁護士、コンサルタント）の意見を聴取する。
・ 判断に迷った場合は、当局への報告を実施する方向で対応する。

とのスタンスで臨むのが得策であると考えられます。

なお、企業として「報告不要」と判断した場合には、後日のトラブルに備えるためにも、当該判断に至る合理的な理由・根拠を明確にした上で、記録として残し、適切に保管しておくことが必要です。

（3）当局への報告

①経営トップへの報告

当局への報告は企業として実施するものであることから、所管部門としては、事前に経営トップへの報告と了承を取り付けておくことが必要です。10 日以内という報告期限に鑑みれば、経営トップの了承取り付けは、遅くとも事故通知受付日から 1 週間以内に行っておくことが望まれます。

なお、危機管理の観点からは、死亡事故など、特に重篤性の高い事故情報については、予め経営トップにも第 1 報を入れておくことが重要です。

②当局への報告

当局とのコミュニケーションをスムーズに行うためにも、予め対当局の窓口部門を決めた上で、当局とのやり取りは当該窓口部門が中心になって行います。

対当局窓口部門としては、必要なアクションをただちに起こすことができるよう、予め事故報告様式を入手しておくとともに、当局側受付窓口の部署・連絡先や、報告手段などを事前に確認しておくことが必要です。

（4）当局報告実施後の対応

当局への報告は、あくまで事実としての事故情報の報告を行うものですが、当局のアクションを受身の姿勢で待っていると、当局の一方的な判断により公表が進んでしまう恐れがあります。

このため、当局への最初の報告にあたっては、「原因究明に関する計画書」や「欠陥評価に向けての今後の段取り」なども併せて提出し、少なくとも当局が第二段階公表（事業者名、型式名、再発防止策の追加公表）への移行を判断する前に、自社が自ら、その前提となる結論を出した上で、再度報告を行うことが得策であるとえいます。

（先の中間報告においても、「事故の内容や事故への対応等が変化した場合には、事故報告を追加・修正することを妨げない」としています）

（5）情報開示に関する考え方

企業に対して、説明責任の遂行が強く求められる昨今、本制度に基づき当局へ事故報告を行った事実を社外に開示すべきかどうかも検討要素の１つになるといえます。

この点については、企業の社会的責任の観点から積極的に開示すべきとの考え方もありますが、①本制度は製品安全行政の一環として整備されたものであり、いたずらに社会不安を煽るような行動は慎むべきであること、②初期段階の報告は不確定要素を多く含んでおり、この段階で情報開示を行うことは、多くの関係者に不要な心配や迷惑をかける結果になりかねないこと、などを勘案すれば、慎重な対応をこころがけることが必要といえます。

また、特段の事情により情報開示が必要と判断した場合においても、拙速な行動は避け、当局とも緊密に連携をとりつつ対応していくことが求められます。

今回の改正法案を踏まえた対策の主なポイントは以上の通りですが、企業としては、今一度自社の現状を見直した上で、対応体制の見直し・強化を図るとともに、「事故通知の受付」から「当局への報告」までに必要な手順・段取りを明確にした上で、「いつまでに、何を、誰がやるのか」をアクションプランとしてとりまとめておくことが望まれます。

以　上

＜改正消費生活用製品安全法案・関連条文＞

第1章　総則

第２条（定義）

４　この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができると認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一　一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二　消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

５　この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

第3章　製品事故等に関する措置

第一節　情報の収集及び提供

34 条（事業者の責務）

消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

２　消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

第 35 条（主務大臣への報告等）

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で定める。

３　主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定め

る他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

第 36 条（主務大臣による公表）

主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2　主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

第 37 条（体制整備命令）

主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

第2節　危害の発生及び拡大を防止するための措置

第 38 条（事業者の責務）

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

2　消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。

3　消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

第 39 条（危害防止命令）
主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第5章　罰則

第 58 条
次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二・三 （略）
四　第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反した者
五　第三十七条の規定による命令に違反した者

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2006 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉